

公衆浴場業・旅館業の営業者の皆様へ

レジオネラ属菌の検査はされていますか？

- 営業者の皆様には、『利用者に安全なお湯を提供する』ための安全管理の徹底が求められています。
- レジオネラ症感染を防止するため、入浴施設の管理を徹底しましょう。
【管理方法については裏面を御確認ください】

レジオネラ属菌水質検査の義務（公衆浴場業・旅館業）

連日使用型循環浴槽の場合：年2回以上

上記以外の場合：年1回以上

【検査対象水】

- ・浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水（原水）
- ・シャワー水、給湯栓又は給水栓から供給する温水又は冷水
- ・浴槽内の湯水

※連日使用型循環浴槽とは、「浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽」をいいます。

※レジオネラ属菌検査は、精度管理を行っている検査機関に依頼してください。
検査方法は、培養法に限られます。

●検査結果は、毎年4月30日までに保健所へ御提出ください

- 浴槽水等の水質検査（自主検査）は、水質の適否判定だけではなく、「日頃の維持管理方法が適切か否かを確認すること」が目的です。
- 水質検査結果は、施設内に掲示するなどの方法により、皆さんが施設の安全管理に努めていることを利用者にアピールする材料として、積極的に活用しましょう。

レジオネラ属菌が検出された場合

速やかに保健所へ報告してください！

- ・自己判断で清掃をせず、**保健所の指導に従ってください。**
- ・利用者の感染を防ぐため、安全が確認されるまでは**浴槽等の使用を自粛**してください。

○入浴施設の維持管理○

浴槽の使用

- ・ 露天風呂の浴槽水が内湯に混じらないようにしましょう
- ・ 循環湯は気泡発生装置、ジェット噴射装置、打たせ湯等の設備には使用しないようにしましょう
- ・ 浴槽水を塩素剤で消毒している場合は、遊離残留塩素濃度の測定を実施し、通常 0.4mg/L を保ちましょう

浴槽の清掃

- ・ **毎日** 完全に換水して浴槽を清掃しましょう（源泉かけ流しの場合も）
- ・ 循環式浴槽で毎日完全に換水することができない場合は
1 週間に 1 回以上、完全に換水して清掃しましょう

ろ過器・循環配管

- ・ 集毛器（ヘアキャッチャー）は毎日清掃を行いましょう
- ・ ろ過器は **1 週間に 1 回以上**、**逆洗**しまししょう
- ・ 逆洗の後には、循環配管を含め、**消毒**を行いましょう
（例：残留塩素濃度 5～10mg/L 程度）
- ・ 循環配管は年 1 回程度、生物膜（ぬめり）を除去し、消毒しまししょう

シャワー

- ・ 1 週間に 1 回以上、内部の水が置き換わるように通水しまししょう
- ・ シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、内部を 1 年に 1 回以上洗浄、消毒しまししょう

貯湯槽

- ・ 湯温を **60℃ 以上**に保ち、お湯を滞留させないようにしまししょう
- ・ 破損していないか定期的に点検し、年に 1 回以上、清掃・消毒しまししょう

詳しくは県ホームページに公開しているマニュアル等を御確認ください